

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ソフトウェア科学会の研究会の設置や廃止のために必要な事項を定める。

(設置)

第2条 研究会の新設は学会員10名以上を含む発起人により、企画委員会に向けて提案されるものとする。設立提案を受けて企画委員会での議論を経て、理事会にて承認する。

2 研究会は主査1名を置き、必要に応じて運営委員を置くことができる。

3 主査、運営委員は、いずれも正会員の中から選び、役員会の承認を得る。

(見直し)

第3条 研究会の存続は会計年度(4月～3月)を基本とし、4年毎に見直すこととする。設立が年度途中の場合は、初回に限り5年度目終了時の見直しとする。見直し年度に実施される企画委員会にて次年度以降の継続を議論・承認する。

(金銭の出納・管理)

第4条 役員会の承認により、法人名義の銀行口座を、研究会の出納用として開設することができる。

2 研究会の出納責任者は各研究会主査とする。

(不測の事態への対処)

第5条 台風、地震、火山の噴火などの自然災害、感染症の流行、テロなどの不測の事態が発生したことにより、研究会の運営に何らかの支障が生じた場合には、研究会主査は、研究会への金銭的な支援を企画委員長を通して役員会に申し出ることができ、役員会はその支援の可否を審議・判断する。

(別に定める事項)

第6条 研究会の運営に関するきまりは、研究会運営規程を別に定める。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃については、企画委員会の審議を経て理事会で承認する。